

(第2号)

群馬県地域公共交通計画改定業務(東毛広域圏・吾妻広域圏・利根沼田広域圏)委託
企画提案実施要領

この要領は、群馬県地域公共交通法定協議会(以下「協議会」という。)が実施する群馬県地域公共交通計画改定業務(東毛広域圏・吾妻広域圏・利根沼田広域圏)(以下「本業務」という。)に係る事業者の選定にあたり、必要な事項を定めるものであり、以下のとおり企画提案を募集する。

1. 業務の名称

群馬県地域公共交通計画改定業務(東毛広域圏・吾妻広域圏・利根沼田広域圏)

2. 業務の趣旨・目的

本業務は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく「地域公共交通計画画」(以下「計画」という。)のうち、主に東毛広域圏・吾妻広域圏・利根沼田広域圏を対象とした計画の改定を行うものである。

現行計画では、地域住民の日常生活や地域経済活動を支える基幹的な移動手段であるバス交通を中心に、持続可能な地域公共交通ネットワークの形成に向けた基本的な方向性を定めている。一方で、人口減少や少子高齢化の進行、自家用車への依存等により、公共交通利用者の減少や運転士不足の深刻化が進むとともに、燃料費や人件費等の運行コストも上昇しており、公共交通サービスの維持・確保は一層厳しさを増している。

また、ライドシェアや GunMaaS をはじめとする新たな移動サービスの導入・展開が進みつつあり、多様な交通手段を組み合わせたシームレスな移動環境の実現が期待されている。

このため、本業務では、地域の現状や課題、利用実態等を的確に把握・分析した上で、人口減少社会における既存路線の維持・確保、交通空白地域の解消、地域特性に応じた移動手段の確保及び利便性の向上に向けた取組の方向性を整理するとともに、既存の公共交通サービスと新たな移動サービスとの連携を視野に入れた持続可能な地域公共交通ネットワークの形成に資する群馬県地域公共交通計画の改定を目的とする。

3. 業務の内容

別添仕様書のとおり

4. 予算額

7,656,000 円(消費税及び地方消費税を含む)

- ・ 応募に要する費用は含まない(提案者の負担とする)。
- ・ 採用された事業者に対しては、採用された企画提案に基づき業務内容を調整の上、再度見積書の提出を依頼する。

5. 契約期間

契約締結の日から令和9年3月12日(金)まで

6. 応募資格

- (1) 参加表明書及び企画提案書の提出者に対する要件は、以下のとおりとする。
- ・ 国内に事業所を置く事業者であること
 - ・ 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当していない者
 - ・ 銀行取引停止処分を受けている者でない者
 - ・ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更正手続開始の申立て、又は民事再生法(平成 11 年法律 225 号)に基づく再生手続の申立てがなされている者でないこと
 - ・ 群馬県の指名停止処分を受け、その期間が終了していない者でない者
 - ・ 国税及び地方税を滞納していない者
 - ・ 当該委託業務を的確に遂行する体制・ノウハウ等を有し、かつ当該業務を円滑に遂行するための必要な経営基盤を有している者
 - ・ 暴力団、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと
 - ・ 同種又は類似業務の実績を有する者
- 参加表明書及び企画提案書を提出する者は、令和3年4月以降において、下記に記載の同種又は類似業務の実績を1件以上、有さなければならない
- 【同種業務】都道府県が発注する地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に規定する地域公共交通計画策定業務で、参加表明書提出日までに完了しているもの
- 【類似業務】都道府県が発注する都市計画法に基づく都市計画マスタープランや都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画等に係る業務で、参加表明書提出日までに完了しているもの
- (2) 本業務の技術的管理を行う者として、以下の資格のいずれかを有する管理技術者を配置すること。
- ・ 技術士(建設部門:都市及び地方計画)
 - ・ RCCM(都市計画及び地方計画部門)

7. スケジュール

- (1) 参 加 申 込
令和8年9月29日(火)～令和8年10月7日(水) 午後5時 必着
※詳細は、下記8のとおり
- (2) 質 問 受 付
令和8年10月5日(月)～令和8年10月7日(水) 午後5時 まで
※詳細は、下記9のとおり
- (3) 企画提案書提出
令和8年10月16日(金) 午後5時 必着
※詳細は、下記10のとおり
- (4) プレゼンテーション
令和8年10月23日(金)予定
※詳細は、下記11のとおり
- (5) 結果通知

令和8年10月30日(金)予定

8. 参加申込

企画提案への参加を希望する事業者は「参加表明書(様式1)」をメールにて提出すること。

(1) 提出書類

ア 参加表明書(様式1)

1 部

(2) 提出期限

令和8年10月7日(水) 午後5時 必着

(3) 参加表明書の内容に関する留意事項

記載事項	内容に関する留意事項
当該部門の建設コンサルタント登録	・ 「都市計画及び地方計画」の建設コンサルタント登録の確認を行う。 ・ 記載様式は第2号とする。
企業の令和3年度以降の同種又は類似業務実績	・ 参加表明書の提出者が過去に受託した「同種又は類似業務」の実績について記載する。 ・ 記載する業務は令和3年度以降に完了した業務とする。 ・ 記載する業務数は、最大3件とする。 ・ 記載様式は第3号とし、1枚以内で記載する。
配置予定管理技術者の経歴等	・ 配置予定管理技術者について、経歴等を記載する。 ・ 同種又は類似業務の実績は令和3年度以降に完了した業務を対象とし、記載する件数は最大3件とする。 ・ 手持ち業務は令和8年9月1日現在、群馬県以外の発注者(国内外を問わず)のものも含む全て記載する。 ・ 手持ち業務とは以下のものを指す。 管理技術者:管理技術者となっている500万円以上の他の業務 ・ プロポーザル方式による本業務以外の業務で配置予定技術者として特定された未契約業務がある場合は、手持ち業務の記載対象とし、業務名の後に「特定済」と明記するものとする。 ・ 記載様式は第4号とする。
配置予定管理技術者の令和3年度以降の同種又は類似業務実績	・ 配置予定管理技術者が過去に従事した「同種又は類似業務」の実績について記載する。 ・ 記載する業務は令和3年度以降に完了した業務とする。 ・ 記載する業務数は1件とし、同種又は類似業務の実績としてあげた業務から記載する。 ・ 記載様式は第5号とし、1枚以内で記載する。
業務の実施体制	・ 配置予定管理技術者、担当技術者、照査技術者を記載する。 ・ 担当技術者は、実施する分野業務ごとに代表技術者1名ずつ最大3名まで記載する。 ・ 技術提案書の提出者以外の企業に属する者を担当技術

	者とする場合には、企業名等も記載すること。 ・ 記載様式は第6号とする。
業務の分担	・ 業務の分担について記載する。 ・ 他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は、備考欄にその旨を記載するとともに、再委託先又は協力先、その理由(企業の技術的特徴等)を記載すること。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。 ・ 記載様式は第7号とする。

(4)提出方法

Eメール(メールサイズ7メガバイト以下、ZIP ファイル不可)

※E-mail 件名を「【参加申込】群馬県地域公共交通計画改定業務(東毛広域圏・吾妻広域圏・利根沼田広域圏)」とすること。

※Eメールにより参加申込を提出した後は以下まで必ず連絡すること。

(電話)027-226-2381(直通)

(5)提出先

下記14のとおり

9. 質問受付

次のとおり、質問を受け付ける。

(1) 受付期間

令和8年10月7日(水) 午後5時 まで

(2) 質問様式

質問様式(様式8)による

(3) 質問方法

Eメール

※E-mail 件名を「【質問事項】群馬県地域公共交通計画改定業務(東毛広域圏・吾妻広域圏・利根沼田広域圏)」とすること。

※Eメールにより質問事項を提出した後は以下まで必ず連絡すること。

(電話)027-226-2381(直通)

(4) 提出先

下記14のとおり

(5) その他

質問に対する回答は、令和8年10月9日(金)を目途に、参加申込の意思表示があった業者のみ、Eメールで回答する。

10. 応募の手続き等

(1) 提出書類

ア 企画提案書表紙(様式9) 1 部

イ 企画提案書本体(任意様式) 1 部

ウ 費用見積書(任意様式) 1 部

宛名は「群馬県知事 山本一太」とし、見積書の内訳には各経費の単価、消費税及

び地方消費税額を明記すること。

エ 法人登記簿謄本(*) 1部

オ 決算書(*) 1部

カ 誓約書(群馬県暴力団排除条例第7条関係)(様式10)(*) 1部

キ その他資料(適宜)

※*印の付いた書類については、「令和8・9年度物件等購入契約資格者名簿」掲載者は提出不要。

(2) 企画提案書の提案項目

項目	記入内容
①実施方針	現時点で可能な範囲で群馬県の地域や公共交通の特性を確認し、当該業務を遂行する場合の基本的な方針を記載すること。
②作業工程	仕様書に基づき、業務開始から完了までの詳細スケジュール及び協議会担当者との打ち合わせ頻度及び方法を含めた業務フローを記載すること。
③作業イメージ	「②作業工程」で記載した各作業工程における作業イメージを記載すること。なお、記載に当たっては、具体的な整理・調査・分析手法の明示や調査対象、実施回数、頻度、内容、役割分担等の明示にも留意すること。
④KPI	計画策定後のフォローアップを行うにあたり適切と考えられるKPI項目及び目標数値を記載すること。
⑤独自提案	参加者の実績、ノウハウ、他事例等を活かした有効な手法がある場合は、提案すること。独自提案に伴う経費は費用見積書に含めること。

(3) 企画提案書の作成及び記載上の留意事項

ア 企画提案書作成上の基本事項

プロポーザルは、本業務における企画提案を求めるテーマについて具体的な取組方法の提案を求めるものであり、成果の一部の提出を求めるものではない。本説明書において記載された事項以外の内容を含む技術提案書については、提案を無効とする場合があるので注意すること。

イ 企画提案書の作成方法

企画提案書の様式は、任意様式とする。なお、文字サイズは10ポイント以上とする。

ウ 企画提案書の内容に関する留意事項

記載事項	内容に関する留意事項
評価テーマ	- 評価テーマは、以下の3項目とする ① 地域公共交通計画改定に向けた考え方及び実施方針 ② 持続可能な地域公共交通ネットワークの形成に向けた方向性の提案 ③ 地域公共交通の利用促進及び需要創出方法 - 図面・写真等を使用する場合を含めて、「A4版3枚(両面使用可:6ページ以内)以内」に記載する。

	・ 文字サイズは10ポイント以上とする。 ・ 上記の各項目及び取り組み姿勢、コミュニケーション力について、ヒアリングを実施して評価する。
参考見積(概算)	・ 業務の技術提案書を踏まえて必要な経費を概算し、参考見積として提出すること。 ・ 参考見積(概算)は、参考業務規模と大きくかけ離れていないことを確認するために用いる。

エ 証明する資料の写し

- ①同種又は類似の業務の実績として記載した業務に係る契約書の写し又はTECRIS(テクリス)の写しを提出すること。
- ②配置予定技術者の保有資格を証明する書類(資格者証等の写し等)を提出すること(部門等が確認できる書類であること)。 ※提出された書類で保有資格(部門等)が確認できない場合は、欠格とすることがあるので注意すること。

5)業務量の目安

本業務の参考業務規模は、「7,656千円(消費税及び地方消費税を含む)以内」とする。

オ 作成に用いる言語等

書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

カ 企画提案書の無効

提出書類については、この書面及び別添の書式に示された条件に適合しない場合は無効とすることがある。

キ 既存資料の閲覧

なし

(4)提出方法・提出期限

ア 提出方法

Eメール(メールサイズ7メガバイト以下、ZIP ファイル不可)

※E-mail 件名を「【企画提案書】群馬県地域公共交通計画改定業務(東毛広域圏・吾妻広域圏・利根沼田広域圏)」とすること。

※Eメールにより企画提案書を提出した後は以下まで必ず連絡すること。

(電話)027-226-2381(直通)

イ 提出期限

令和8年10月16日(金) 午後5時 必着

(5)提出先

下記14のとおり

(6)応募書類の取り扱い

- ・ 提出された応募書類は返却しない。
- ・ 提出された応募書類は、審査の必要上、複製をすることがある。

(7)その他注意事項

- ・ 応募書類の作成・提出に要する経費は提案者の負担とする。
- ・ 提出された企画提案書等は、提出後に内容を変更することはできない。
- ・ 提案者が提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該企画提案を無効にし、契約

締結後の場合には、契約を解除することがある。

- ・ 提出後に辞退する場合には、速やかにご連絡いただくとともに、その旨を書面にて提出すること。
- ・ 提出書類に不備があった場合は失格とし、審査の対象としない。

11. プレゼンテーション

(1) 実施日・場所

令和8年10月23日(金)(予定)

- ・ 開催場所 web 会議形式(teams)
- ・ 時間帯についての詳細は、企画提案書提出後に通知する。
- ・ プレゼンテーションは非公開とする。

(2) 実施時間

各参加者のプレゼンテーションは30分以内(企画提案説明15分、質疑応答15分)とする。

(3) 説明者

本業務を担当する管理技術者を必須とし、その他参加者に所属する者の中から選出した計3名以内とする。

(4) その他

- ・ プレゼンテーションは、参加者が提出した企画提案書に記載した内容をパワーポイント等にて表現したものとし、新たな内容の資料提示は認めない。
- ・ 別途発注予定である、群馬県地域公共交通計画改定業務(県央広域圏・全体統括)と本業務の両方参加表明する場合は、人員体制等についてプレゼンテーションで説明すること。

12. 審査

提出された書類および11. プレゼンテーションに基づき、以下の項目を審査し、受託の優先交渉者を決定する。ただし、次の条件に該当する企業は特定しない。

- ① 参考見積(概算)が指示した業務規模と大きくかけ離れている場合
- ② 管理技術者の全ての手持ち業務(特定後未契約のものを含む。)の契約金額が4億円以上又は手持ち業務の件数が10件以上の場合

なお、審査結果は、令和8年10月30日(金)を目途に、応募者全てに文書により通知します。審査結果の詳細については、応募事業者からの個別の問合せに対し、応募者数及び当該事業者の順位のみ回答する。

(審査基準)

評価項目	評価の着眼点			評価項目	配点
技術者評価【提出書類】	資格要件	技術者資格	技術者資格、その専門分野の内容	配置予定管理技術者を下記の基準で評価。 ① 技術士資格(建築部門:「都市及び地方計画」)を有している→評価5 ② RCCM(都市計画及び地方計画部門)を有している→評価3	5
	専門技術力	業務執行技術力	令和3年4月以降の同種又は類似業務の実績の内容	配置予定管理技術者を下記の基準で評価 ① 管理技術者、担当技術者として従事した同種業務の実績1業務→評価5 ② 管理技術者、担当技術者として従事した類似業務の実績1業務→評価3 ※実績件数は、①②合わせて3件まで記載可能	15
技術者評価【プレゼンテーション】	評価テーマ	地域公共交通計画改定に向けた考え方及び実施方針		群馬県の公共交通の現状や問題点、本業務の趣旨・目的を理解し、提案項目を踏まえた提案となっているか	40
		持続可能な地域公共交通ネットワークの形成に向けた方向性の提案		人口減少(運転手不足、利用者不足等)といった現状の課題に即した持続可能な地域公共交通サービスの確保・維持について、方向性が示されているか	30
		地域公共交通の利用促進及び需要創出方法		既存路線の維持・確保や公共交通の利用拡大・定着等に資する計画策定の考え方や利用促進策が示されているか	30
参考見積				見積金額の妥当性、予算のバランスが指示した業務規模と大きくかけ離れていないか	10

13.契約

- ・ 上記 12 において選定された者を事業の委託契約候補者とする。
- ・ 企画提案内容がそのまま契約内容となるものではなく、具体的な契約内容及び委託金額は、群馬県との交渉で決定する。
- ・ なお、優先交渉者との交渉が不調に終わった場合、次点とされた者と交渉する場合がある。
- ・ 委託により作成された成果物に関する全ての権利は、群馬県に帰属する。

14.応募先及び問い合わせ先

- (1) 名称
群馬県 知事戦略部 交通イノベーション推進課 地域交通係
- (2) 所在地
〒371-8570 群馬県前橋市大手町 1-1-1 (23 階)
- (3) 連絡先
電話番号:027-226-2381 E-mail:koutsuibe@pref.gunma.lg.jp

15.その他の留意事項

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本通貨に限る。
- (2) 提出期限までに参加表明書及び企画提案書を提出しない者、プレゼンテーション審査を受ける資格がないと認められたものは、プレゼンテーション審査を受けることができないものとする。
- (3) 参加表明書及び企画提案書の作成、提出及びプレゼンテーションに関する費用は、提出者の負担とする。
- (4) 参加表明書及び企画提案書に虚偽の記載をした場合には、参加表明書及び企画提案書を無効とする。
- (5) 提出された参加表明書及び企画提案書は返却しない。なお、提出された参加表明書及び企画提案書は、企画提案書の特定以外に提出者に無断で使用しない。なお、特定された企画提案書を公開する場合には、事前に提出者の同意を得るものとする。
- (6) 参加表明書及び企画提案書の提出後において、原則として参加表明書及び企画提案書に記載された内容の変更を認めない。また、参加表明書及び企画提案書に記載した予定技術者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむをえない理由等により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。
- (7) 企画提案書の特定後に、提案内容を適切に反映した特記仕様書の作成のために、業務の具体的な実施方針について提案を求めることがある。
- (8) 本プロポーザルの実施は、令和8年度9月補正予算の成立を条件に実施することとする。